

## 公的資料とは

放射線管理手帳発行申請に係る公的資料は、原則として写真付公的資料であり、以下の取扱いとする。

### 1) 写真付公的証明書

- a. 運転免許証
- b. 旅券（パスポート）
- c. 写真付住民基本台帳カード
- d. 特別永住者証明書
- e. 運転経歴証明書
- f. 在留カード（就労が可能であることを確認できる場合に限る。）
- g. マイナンバーカード【注意】（「公的資料の原本確認証明書」での申請時に限る。）
- h. その他これらに相当する書類（写真付きであって、有効期限があり定期的に更新されるもので、国または地方自治体（またはその機関）が発行したもの。）

b. 旅券（パスポート）は日本人の場合、漢字氏名が自署のみのため、その確認のため、2）に示す証明書のうち一種類を添付する。

e. 運転経歴証明書は平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたものとし、交付日から 5 年を超える場合は、2）に示す証明書のうち一種類を添付する。

g. マイナンバーカードは、手帳発効機関に対する原本の直接提示を禁止とし、「公的資料の原本確認証明書」を作成する。これは、証明書作成時において、マイナンバーの記載のないカードおもて面のみを利用するためのもので、具体的な取扱いは手帳発効機関に確認願います。

### 2) 上記の写真付公的証明書を保有していない場合

下記の証明書を二種類以上用意する。

- a. 住民票または住民票記載事項証明書  
（いずれも発行日から 3 ヶ月以内のもので、マイナンバーの記載がないものに限る。住民票記載事項証明書については、氏名、生年月日および性別が記載されていること。）
- b. 健康保険被保険者証（被保険者等記号・番号を読み取れないようにマスキング等を施したもの）
- c. 住民基本台帳カード（写真なし）

### 3) 手帳発行申請時に公的証明として使用できないもの

- a. 年金手帳
- b. 住民票（マイナンバー記載あり）
- c. 住民票記載事項証明書（マイナンバー記載あり）
- d. その他、マイナンバーカード以外でマイナンバーが記載されているもの